



■南国市民憲章

市は、市庁舎の落成を機会に、市民生活のモットーである「南国市民憲章」を制定しました。

これは、広く市民から憲章の原案を募集し、利国教育長が清原、市議会の議員総会にほかって正式に決めたものです。

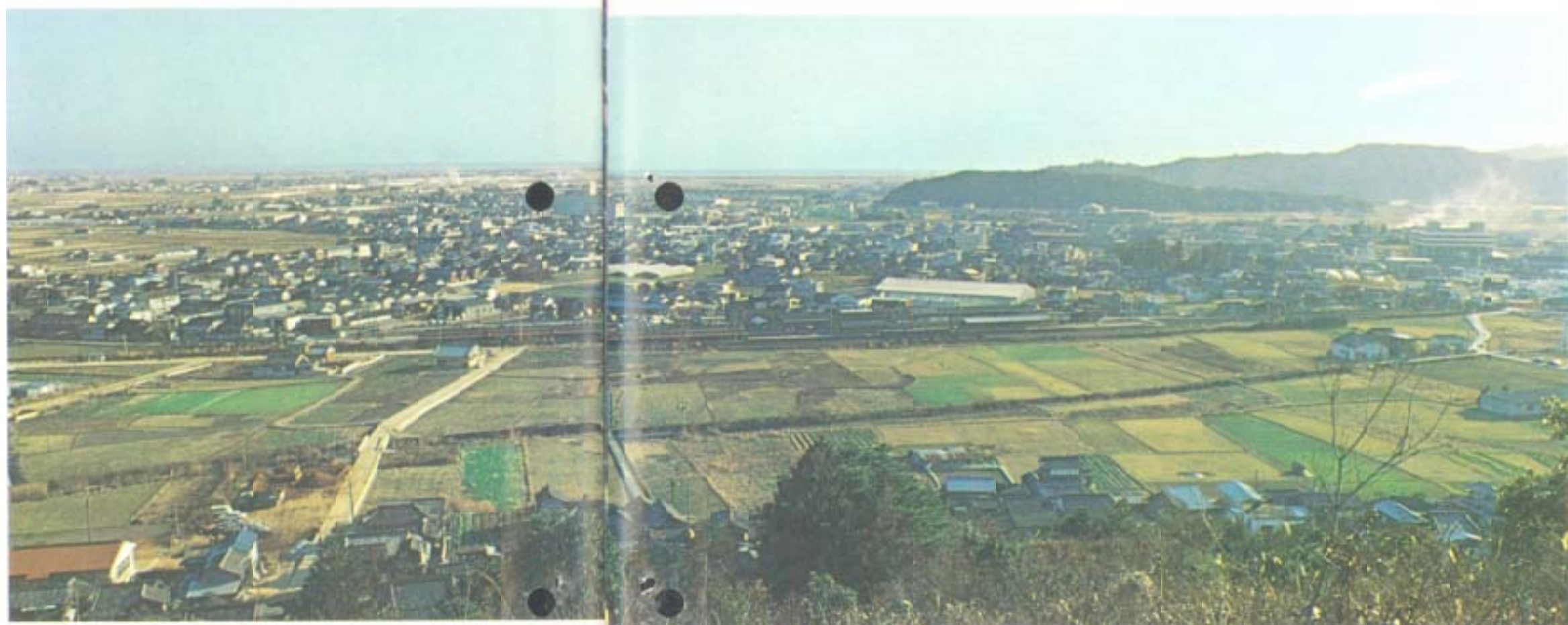
落成式では、金堂市長が「市民の自治と自律のさだめとして、市民が行政と一体となって進める新しいまちづくりの運動にまで進めていきたい」と、大々業からなる市民憲章を朗読、力強い第一歩を踏みだしました。

市民憲章は、一般には市民生活のモットーや道徳規範を定めて、「お互いに守っていこう」というもので、わが国に市民憲章が制定されるようになって30年あまり、現在では、全国 330あまりの市町村に制定され、ますます多くなっています。

これは、物質的には豊かになった生活のなかで、もっと人間味のある生活をしたい、自分を取りまく「近隣社会」の生活環境を充実したものにしたいという市民自らの願いのあらわれといえそうです。

「広葉なまこく」でも、市民憲章を一〇条ごとにキャンペーンとしてとりあげ、市民とともに明るく美しいまちづくりに努めたいと思います。

このまちにひかりを……



わたしたちの郷土南国市は、土佐文化の発祥地、そしてまた、清らかな生産都市でもあります。この誇りのうえにたち、さらに一大飛躍発展をとげるために、次の信条を守りましょう。

- 文化財と自然を保護し、新しい文化のかおり高い歴史のまちを築きましょう。
- 青い空、清い海、緑の山野、そして豊かな太陽のふりそそぐ、健康で明るいまちにしましょう。
- 川は市民の顔、清くて豊かな流れをつくりましょう。
- 第三日曜日は家庭の日、全戸笑顔で子供を守り育てましょう。
- 老人は市民の宝、小さい親切運動と福祉の豊かなまちにいたしましょう。
- 三悪を追放し、交通事故のない住みよいまちにいたしましょう。